

令和3年第2回 阿賀野市教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和3年2月24日（水） 午前10時00分開会
- 2 開催場所 阿賀野市笹神支所 4階 委員会室1
- 3 出席者 教育長 神田 武司
教育長職務代理者 渡邊 栄二
教育委員 瀧澤 圭子、酒井 里佳子、中野 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 議案説明のために出席した者の職・氏名
学校教育課 課 長 長谷川 政喜
管理指導主事 磯部 裕之
教育センター長 清水 誠
生涯学習課 課 長 羽田 正佳
- 6 会 期 1日間
- 7 会議書記 学校教育課 課長補佐 陸 俊弘
- 8 会議に付すべき事件

日程	議案番号	議 案 名
1		会議録署名委員の指名
2		令和3年第1回教育委員会定例会会議録の承認
3		業務報告
4	報告第3号	阿賀野市教育大綱・阿賀野市教育振興基本計画の改定について
	報告第4号	共催・後援の承諾について
	報告第5号	要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
5	議案第2号	令和2年度阿賀野市一般会計補正予算（第14号）の議案に対する意見について
6	議案第3号	令和2年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算（第3号）の議案に対する意見について
7	議案第4号	令和3年度阿賀野市一般会計予算の議案に対する意見について
8	議案第5号	令和3年度阿賀野市少年自然の家特別会計予算の議案に対する意見について

日程	議案番号	議 案 名
9	議案第 6 号	阿賀野市公民館条例の一部改正の議案に対する意見について
10	議案第 7 号	阿賀野市郷土資料館条例の一部改正の議案に対する意見について
11	議案第 8 号	工事請負契約の変更（堀越小学校長寿命化改良建築工事）の議案に対する意見について
12	議案第 9 号	阿賀野市公民館条例施行規則の一部改正について
13	議案第10号	阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の制定について
14	議案第11号	令和2年度末・令和3年度初阿賀野市立小中学校管理職の人事異動の承認について
15	その他	1 今後の日程
		2 事務連絡等

午前10時00分 開会

長谷川課長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和3年第2回阿賀野市教育委員会定例会」を開催いたします。

神田教育長、よろしくお願いいたします。

神田教育長

皆さん、ご苦勞様でございます。それでは、これより令和3年第2回阿賀野市教育委員会定例会を開会いたします。

令和3年第2回定例会は、2月24日水曜日、午前10時00分開会。会場は阿賀野市笹神支所4階委員会室1です。

本日は全員出席で、欠席の委員はおりません。

本日、議案説明のために出席する者は、学校教育課から長谷川課長・磯部管理指導主事・清水教育センター長、生涯学習課から羽田課長が出席いたします。

会議書記は、学校教育課の陸課長補佐です。

本日の議事は、議事日程のとおりです。議事は番号順に進める予定ですが、時間等の都合で変更が必要となりましたら、進行の中で対応いたします。

会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
(全員異議なし)

ご異議なしと認め、本日1日の会期といたします。

令和3年第2回教育委員会定例会の会議録署名委員は、中野委員を指名いたします。

日程第2、令和3年第1回教育委員会定例会会議録の承認について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 令和3年第1回教育委員会定例会の会議録につきまして、お気付きの点などがございましたらお願いいたします。

神田教育長 それでは、会議録について、ご質問等ございますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、令和3年第1回教育委員会定例会会議録は、承認されました。

次に、日程第3、業務報告に移ります。

最初に、私の方から報告をさせていただきます。その後、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事の順で報告をお願いいたします。

教育長の業務について、資料に基づき報告。

- 令和3年度当初予算市長査定
1月22日(金)・27日(火) / 市役所
- 外国語指導助手(A L T)事業に係る派遣業務公募型プロポーザル審査委員会(第1回)
1月27日(火) / 笹神支所
- 生活指導サポート委員会講演会
2月1日(月) / 水原中学校
 - ・演題 「今日からできる子育てのコツ」
 - ・講師 新発田市教育委員会 教育長 工藤 ひとし 様
- 第11回校園長会
2月2日(火) / 笹神支所
主に次の点についてお願いしました。
 - ・大雪による交通障害に対しては、道路状況等を十分把握するとともに、学校・市教育委員会・バス会社がよく連携し、児童生徒の安全の確保に努めること。
 - ・新型コロナウイルスの感染予防を第一として教育活動を着実に進めること。
 - ・阿賀野らしい阿賀野ならではの教育の確立に向けて取り組むこと(地域に根差した教育、G I G Aスクール構想の推進、英語力の育成)。
 - ・児童生徒も教職員も事故のない1年にしましょう。
- 外国語指導助手(A L T)事業に係る派遣業務公募型プロポーザル審査委員会(第2回)
2月8日(月) / 笹神支所
 - ・3社が応募しました。20分間の事業説明の後、20分間の質疑応答という方法で、順番にオンラインでヒアリングを行いました。事前に事業計画書に目を通し、当日は阿賀野市の子どもたちに英語の力が付くのか、先生方は安心して授業に臨めるのかを主な視点として質問し、評価しました。
- 第3回教育振興基本計画策定委員会
2月9日(火) / 笹神支所
 - ・パブリックコメントの回答も含め、教育振興基本計画の最終審議を行いました。
- 一般会計補正予算(第14号)市長査定
2月12日(金) / 市役所

神田教育長

- 当初予算説明会・議員全員協議会
2月16日(火)／市役所
- 第3回社会教育委員会議・公民館運営審議会
2月18日(木)／笹神支所
- 体罰検討会議
2月19日(金)／笹神支所
・「児童生徒、保護者、教職員へのアンケート調査」から、小学校2件、中学校1件の事案が体罰に該当するのかを検討し、判断した結果を県へ報告しました。
- 令和3年度奨学貸付基金奨学生第1回選考委員会
2月22日(月)／笹神支所
- 第2回教育委員会定例会
2月24日(水)／笹神支所
- 健康づくり推進協議会
2月24日(水)／市役所

長谷川課長

学校教育課の業務について、資料に基づき報告。

- 外国語指導助手(A L T)事業に係る派遣業務公募型プロポーザル審査委員会(第1回)
1月27日(水)／笹神支所
- 第11回校園長会
2月2日(火)／笹神支所
- 第7回衛生委員会
2月4日(木)／市役所
- 外国語指導助手(A L T)事業に係る派遣業務公募型プロポーザル審査委員会(第2回)
2月8日(月)／笹神支所
- 第3回教育振興基本計画策定委員会
2月9日(火)／笹神支所
- 指名委員会〔外国語指導助手(A L T)事業に係る派遣業務公募型プロポーザル審査審議〕
2月15日(月)／市役所
- 当初予算説明会・議員全員協議会
2月16日(火)／市役所
- 体罰検討会議
2月19日(金)／笹神支所
- 令和3年度奨学貸付基金奨学生第1回選考委員会
2月22日(月)／笹神支所
- 第2回教育委員会定例会
2月24日(水)／笹神支所

羽田課長

生涯学習課の業務について、資料に基づき報告。

- まちづくり塾 成人講座「酒を学ぶ講座」～W e b 講座 動画配信～
(申し込み24人)
1月18日(月)～31日(日)／Y o u T u b e 阿賀野市公式チャンネル
- 第11回校園長会
2月2日(火)／笹神支所
- 社会厚生常任委員会
2月3日(水)／五頭連峰少年自然の家
- 新発田地区高等学校生活指導連絡協議会

- 2月3日(水) / 新発田農業高等学校
- 下越地区公民館連絡協議会
- 2月5日(金) / 新発田市生涯学習センター
- 第3回教育振興基本計画策定委員会
- 2月9日(火) / 笹神支所
- まちづくり塾 成人講座「酒を学ぶ講座」～Web講座 動画配信～(再配信)
(2月22日現在視聴回数60回)
- 2月9日(火)～28日(日) / YouTube 阿賀野市公式チャンネル
- 新潟県公民館連合会評議員会(コロナ対策書面決議に変更)
- 2月10日(水) / 新潟市中央公民館クロスパル新潟
- 第3回社会教育委員会議・公民館運営審議会
- 2月18日(木) / 笹神支所

磯部管理
指導主事

管理指導主事の業務について、次の内容を報告。

[1月22日(金)～2月23日(火・祝)]

- 児童生徒の事故報告
 - ・いじめ1件(中学校) 悪口、からかい
 - ・非行2件(中学校) 深夜徘徊、家出
 - ・けが1件(中学校) 額の裂傷
- 教職員の事故報告
 - ・不適切な言動・指導3件
(小学校2件、中学校1件)

神田教育長

はい。以上、業務報告がありましたが、ただ今の報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

大変いろいろな種類の事が起こって、雪も含めてですけれども、教育委員会として本当に大変な1月・2月でありました。よろしいでしょうか。
(全員なし)

はい。それでは、ないようでございますので、次に、日程第4に入ります。報告第3号 阿賀野市教育大綱・阿賀野市教育振興基本計画の改定について、事務局お願いいたします。

清水センタ
一長

報告第3号 阿賀野市教育大綱・阿賀野市教育振興基本計画の改定につきまして、ご説明申し上げます。

パブリックコメントを実施いたしました。令和2年12月23日からおよそ1か月間、広く市民からご意見をお聴きするというところで行いました。

7番の所に書いてありますが、結果としてお2人から延べ19の箇所について、ご意見をいただきました。文言の捉えや文末表現など軽微なものから、内容に関わるものまで、いろいろとご意見をいただいたところであります。

なお、結果につきましては、市の考え方と合わせて、既に市ホームページにアップしておりますけれども、主な所だけご説明させていただきます。

1番は、「生涯を通じて学び続ける」という意味・内容を問うているものであります。

2番は、文末表現、「学校教育の在り方が求められているのです」と書いてある

のですが、他がみんな「います」となっていますので合わせたらどうですかというご意見で、ここは変更しました。「います」という表現にしました。

それから右のページ、6番。これは教育の基本理念についてなのですが、「自立」「協働」「創造」の部分で、協働につきましては、「多様な人々と対話し、問題を解決する力」と記述してあるのですが、「共に」という文言を入れてはどうかというご指摘がありました。ただ、多様な人々と対話するということは、当然、共に協力しながらということが含まれていますから、そのままにしますという説明をしております。

同じく創造につきましては、「新しい価値を生み出す力」と記述してあるのですが、ご意見は新しい価値を生み出すには、いろいろ得た経験などを生かさなければいけないのではないかとということで、「得た経験を活かし」という言葉を入れたらどうかというご指摘でありました。ここも当然、さまざまなことを学んだり、経験したりする中から、新たな価値を生み出していくということで、それは含まれていますという説明をさせていただきました。

次のページをご覧ください。7番は、「安全に行動する態度を育成する」という表現があったのですが、「態度」を「能力」にしてはどうかと。ただ、態度は素振りや考え方の現れ、能力は物事をやり遂げる力で、多少意味合いが違うため、両方大事ということで、ここは「能力と態度を育成する」と変更させていただきました。

8番は、家庭学習の捉えについてのご意見がありました。

それから右ページ、10番。「豊かな学びの基礎を培う幼児教育の充実」とあるのですが、「培う」という表現はどうなのだろうか、「養う」でどうですかというご意見だったのですが、「培う」の方がやはり適切かと考えております。

また、小中学校の算数（数学）・英語の学力について課題がありますと書いてあるのですが、幼児期からの取組が必要なのではないですかというご意見であります。ただ、幼児教育はやはり学校教育と違いますので、算数（数学）・英語について具体的に取り組むということは、従って掲げていませんという説明であります。

次のページをご覧ください。11番は、いじめ・不登校について、いじめは特定のグループをつくるのが問題だというご指摘なのですが、特定のグループをつくるというよりは、社会性の欠如、倫理観や規範意識の希薄さ、こういったことが問題と考えています。もちろん、ご意見のとおり、地域社会全体で子どもを見守っていくということは当然大事ですと回答しました。

右ページ、14番。リテラシーという言葉があるのですが、その内容がよく分かりませんということで、リテラシーの後に「(情報活用能力)」を加えて記述をしました。

次の次のページをご覧ください。16番につきましては、防災プログラムのことについてなのですが、教職員が研修に参加して児童生徒に教えるということは、アクティブ・ラーニングというところからして反対ではないか。つまり、子ども自らが気づき、そして主体的に活動していくということが今、大事だと言われていますが、教職員が教えるというのはどうなのですかというご指摘でした。もちろん子どもたちが主体的に活動していくということは、当然大事な視点ではあります。しかし、教職員がまず、しっかり防災について専門的な知識や深い理解、これをなくして適切な支援やサポートができないわけでありますから、当然しっかりと学ぶということは大事です。また、専門家を呼んだ出前講座等も大事ではないかというご指

摘ですが、そのとおり、そういったこともやっていきますという回答であります。

そして、最後のページです、18番。放課後スクール、温故塾等に加えて、地域で行う寺子屋式の学習支援もというご指摘なのですが、ここは経済負担の軽減、つまり教育の機会均等を確保するという所です。地域の人から学ぶというような体験、これも貴重なのですが、それは3番の所で述べていますと回答をしておきました。

今、主な所だけしか説明しませんでした、そのようなご意見をいただき、市の考え方と合わせて市ホームページの方に結果を上げているところであります。

続きまして、教育大綱および教育振興基本計画で、ただ今のパブリックコメント、その後策定委員会が行われました。そこでご意見をいただいて、変更した所だけを少し説明をさせていただきます。

次のページ、教育大綱をご覧ください。これは、1点だけ「関わり」という所が、前はひらがな表記になっていましたが、漢字表記にいたしました。

続いて、概要版です。基本的な所は全く変わりませんが、表記上です。変えた所は赤とか青とかの文字で分かりやすく書いておきました。

I番の個性や能力を伸ばす学校教育の推進の中で、2番の最初の中黒、「いじめ・不登校」であったのですが「いじめや不登校」といたしました。同じく4番の一番下の中黒、前は「PCやタブレット」であったのですが、「パソコンやタブレット」といたしました。

それから、Ⅲ番の地域協働による活動の推進の中で、3番の「関わり」、これもひらがな表記であったのですが、漢字表記にしました。

ごく一部の表記上ですが、3点変えさせていただきました。

続きまして、教育振興基本計画の変わった所について、説明させていただきます。

1ページ・2ページを開けてください。目次の所、ここも1ページの真ん中辺、いじめの次を「や」にしました。それから2ページ、基本方針Ⅲの目標3の所、「関わり」を漢字表記に直しております。

続きまして、4ページをご覧ください。本文10行目、パブリックコメントにありましたが、「求められているのです」を「います」に表記を変更しました。それから2番の目指すまちの姿の所で、「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」、これは変わらないのですが、これはどこから持ってきたのですかと策定委員会でご意見がありました。これは総合計画のまちづくりの目標にこう書かれてありまして、そこから持ってきたものです。根拠ということで、そこに※印の説明を入れさせていただきました。

5ページです。ここは、「新たな価値を生み出しながら（創造）」を付け加えました。策定委員会で創造の部分が教育大綱の所の説明とやや整合性が取れていないのではないかというご意見がありましたので、「一人一人が夢や希望をもち」の後に「、新たな価値を生み出しながら（創造）」と付け加えさせていただきました。それから、基本方針Ⅱの人生を豊かにする生涯学習の推進の中で、基本的な考え方の本文1行目、前は「自発的意識」となっていたのですが、「自発的意識」とはどういうことなんだというご意見がありました。後にもまた出てくるので、そこの

清水センタ
一長

整合性を図るため「自発的意思」と直しました。

続きまして、6ページ、基本方針Ⅳの所です。内容的にはそう大きく変わらないのですが、基本方針の考え方と目標(1)・(2)・(3)とあるのですが、この順番で整合性が取れていないという策定委員会でのご指摘、それから後半部分の文脈がややねじれているのではないかというご意見がありました。そこで、目標(1)・(2)・(3)と基本方針の考え方が合うように変更したことで、最後に赤い表記ですが、「さらに、災害発生時には地域住民の避難所としての役割も担っている学校施設の機能性の向上や」を付け加えました。

続きまして、9ページをご覧ください。施策の方向(1)の「いじめや不登校」、先ほど申し上げました「・」から「や」という表現にしました。それから、本文7行目、青い文字がありますが、『子どもと共に1・2・3運動』などを徹底』の次に「するとともに、組織的な対応をすることにより本人の自立を支援」を付け加えさせていただきました。

続きまして、12ページをご覧ください。ここは、策定委員会でご意見をいただきました。目標2の所ですが、「後継者不足により次世代への継承が難しくなっている特色ある伝統的な地域文化」という所に、「特色ある」を付け加えたらというご意見をいただいたので付け加えさせていただきました。

次に、13ページです。赤い文字になっていますが、「地域の産業・文化・伝統」という所が、並びが場所によっては「伝統・文化」となっていて整合性が取れていなかったということから、全てで「産業・文化・伝統」という並びにそろえさせていただきます。

16ページをご覧ください。これはパブリックコメントでご指摘いただいた「リテラシー」で「(情報活用能力)」という日本語の説明を付け加えさせていただきました。

18ページ、成果指標の所です。上から5つ目、「授業でコンピュータなどのICTを使用している割合」の次に「(1日1回以上)」を付け加えさせていただきました。なお、現状値は、児童が6.7%、生徒が2.6%とのことなのですが、ご承知のとおりタブレットが1人1台ずつ入りました。従って、令和6年度の目標値は100%を目指しております。

20ページをご覧ください。20ページは、国連の持続可能な開発目標(SDGs)との関連性を示した表ですが、赤い丸が3か所あるのですが、お分かりでしょうか。ここも関連があるということで、付け加えさせていただきました。Ⅲの地域協働による活動の推進の所、5番、12番、17番の所に赤い○を付け加えさせていただきました。

最後に、21ページです。これは文言の訂正ではありますが、「関わり」を漢字にしたという所、「いじめや不登校」、「・」でなくて「や」にした所、「PCやタブレット」を「パソコンやタブレット」に変えさせていただきましたということでもあります。

以上であります。よろしく申し上げます。

神田教育長

はい。説明をしていただきました。策定委員会委員の皆さまには事前に配布をして、細かい所まで目を通していただいております。そこで修正をかけて、今説明のあったとおりということでもあります。

ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

パブリックコメントは市ホームページに既に載せて回答済み。そして、教育大綱と教育振興基本計画については、これから起案ということでもあります。今後の日程について、簡単に予定といえますか。

清水センター長

はい。今日、この教育委員会定例会で説明しご意見をいただいた上で、3月に入りましたら教育大綱と教育振興基本計画の起案を上げて、市長決裁を得たいと思っております。そして、市長決裁をいただきましたら印刷製本をして、配布先は学校教育課長と相談中ですが、各学校・市役所・図書館などに3月末までには配りたいと。そして、新たなもので4月にスタートできればいいと考えております。

神田教育長

今後の予定は、今の話のとおりです。よろしゅうございますでしょうか。
(全員なし)

ご質問等ないようでございますので、清水教育センター長については、ここで退席させていただきます。

次に、報告第4号 共催・後援の承諾について、事務局お願いいたします。

羽田課長

報告第4号 共催・後援の承諾につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、共催が1件、後援が1件でございます。

後援の内容について、資料に基づき報告。

○安田キッズダンス教室（共催）

NPO法人阿賀野市総合型クラブ 理事長 國井 嘉樹
3月3日（水）～31日（水）の毎週水曜／安田公民館

○鮭の稚魚放流大会（後援）

百津自治会 自治会長 小野 秀雄
3月28日（日）／百津町地内（安野川百津橋左岸下）

神田教育長

はい。共催が1件、後援が1件ということでございますが、ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、次に、報告第5号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

報告第5号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、児童生徒の保護者から申請していただき、審査の結果、準要保護者を認定するものであります。

配布させていただきました資料をご覧ください。議案として配布いたしました認定状況の表と、その後ろに綴っております新入学用品費入学前支給に係る認定状況の表、そして、本日配布いたしました要回収の押印のある個人名の入ったものがございます。

それでは、認定状況をご説明申し上げます。毎月お示ししております横長の認定

長谷川課長 状況表をご覧ください。横軸で見ますと2月認定の欄でございます。上段の申請者数でお2人の新規申請がございました。

要回収の資料の方をご覧ください。お2人はご兄弟でございます。認定状況といたしましては、この世帯が国民健康保険税を減免されている世帯であるということで認定としたものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。令和3年4月に小中学校に入学する児童生徒の学用品費入学前支給でございますが、表をご覧ください。申請者総数が75人ございました。内訳は小学校で28人、中学校で47人ございました。それぞれ認定基準と照合したところ、その表にございますとおり、資料に記載の認定要件に該当いたしました70人が認定されたところでございます。小中学校の内訳では、小学校で23人、中学校で47人でございます。

これにつきましても、要回収の押印のある資料をご覧ください。申請者それぞれの認定結果および認定理由でございます。

支給額につきましては、下の方でございますが、小学校の名簿2枚目の最後に1人当たり5万1,060円、これが1人当たりの支給額でございます。23人でございますので、合計で117万4,380円の支給となっております。中学校では、その資料の最後のページをご覧くださいますと、1人当たり6万円、47人でございますので、合計282万円を、来月3月に保護者の方へ支給するというところでございます。よろしく願いいたします。

神田教育長 はい。説明が終わりました。このたびは、通年受け付けている申請者、2月の認定が2人、加えて、学用品費の入学前支給のための認定ということで、小中学校合わせて申請者が75人あったうち、認定が70人ということ。そうすると、70人はこれから小学1年生に上がる子どもと、これから中学校になる小学6年生、対象者はそうなるということですか。

長谷川課長 そういうことでございます。

神田教育長 ご質問等ございますでしょうか。

そうすると、認定された70人は、いつ頃入学前の支給がなされるのでしょうか。

長谷川課長 3月3日に振り込みをしたいということで、今、手続きを行ってございます。

神田教育長 いいですね。前は5月など遅かったのですが、3月のうちに支給される。

否認定の5人の方は、認定結果に×が書いてありますが、いずれも所得が超過ということで。

長谷川課長 所得以外の要件に該当せず、所得要件で確認したのですが、所得要件でも超過しているという方でございます。

神田教育長 他の要件は、確認してあるのですよね。

長谷川課長 他の要件がまず優先でございます。それに該当しない方を所得要件で最終確認しております。

神田教育長 何か1つでも該当要件に当たれば該当するのですけれども、該当する要件がな

く、所得要件にも該当しなかったということでございます。

瀧澤委員 国民健康保険税については、所得で決まると思うのですが、所得倍率が高いのに国民健康保険税が減免になっていることが、おかしいと思うのです。

渡邊委員 1ついいですか。国民健康保険税の減免というのは、どういう審査で行われているのですか。何かがあるのだろうか。扶養家族が多いなど。

神田教育長 国民健康保険税を減免にするには、どのような手続きがいるのかということですが、学校教育課長、いかがでしょうか。

長谷川課長 基本的には、窓口である健康推進課の方で審査され、その結果を私共にいただくという形になります。申し訳ございませんが、私は細かいところを把握してございませんので、次回までに資料をそろえまして、ご報告させていただきます。

神田教育長 はい。ありがとうございます。国民健康保険税の減免の仕組みについて、よく調べてきて教えていただきたいと思います。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。
(全員なし)

はい。それでは、日程第5、議案第2号 令和2年度阿賀野市一般会計補正予算(第14号)の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 議案第2号、令和2年度阿賀野市一般会計補正予算(第14号)の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものでございます。

最初に、学校教育課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

下側の方にページを打ってございますが、1ページ・2ページをご覧ください。最初に1ページの一番上段、教育総務費の事務局費でございます。

内容的には、2ページ右の欄の説明欄、ここに記入されておりますので、ご覧ください。

今回の補正項目は、減額が多くなってございます。これは、これまでの支出実績によりまして不用と見込まれる経費の減額と、新型コロナウイルス感染症対策として事業の中止または縮小による経費の減額が主となっております。

個別の内容では、説明欄の上から2つ目の○、修学旅行会計負担金として202万9千円がございまして、これは、中学校4校の2年生が予定しておりました関東・関西方面の修学旅行につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となり、キャンセル料が発生しました。このことから、保護者の皆さまの負担軽減のために計上したものであります。

次に、小中学校長寿命化等改修事業費4億円ではありますが、当初、令和3年度に計画しておりました水原小学校大規模改修事業について、国の交付金が2月16日に令和2年度へ前倒しで内定通知がございました。このことにより、このたび計上

長谷川課長

したものでございます。なお、この予算全額を令和3年度に繰越明許費として予算の繰越を行いまして、実際の工事は令和3年度に実施する計画となっております。

次に、1ページ下段、小学校費の学校管理費であります。

小学校維持管理事業費でございますが、施設等修繕料が155万8千円、施設改修等工事費が120万円となっております。これは大雪により破損いたしました学校施設・設備を修繕・改修するための経費でございます。

次に、最下段の児童健康安全管理事業費561万6千円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして、あらためて国から補助金の措置がございました。これに伴いまして、諸消耗品費としてパーテーションと備品として二酸化炭素測定器を購入し、各校に配備するものでございます。

次のページ、3ページ・4ページをご覧ください。4ページの説明欄の2つ目の○、小学校コンピュータ教育環境設備整備事業費で7,400万円の減額であります。これは、本年度、国のGIGAスクール構想に基づき、ICT機器の購入予算を計上しておりましたが、タブレットなどの調達が終了したことから、不用となった予算を減額するものでございます。

次に、3ページ中段、中学校費の学校管理費でございます。

4ページ説明欄の下から3つ目の○、生徒健康安全管理事業費244万8千円の計上と、最下段の中学校コンピュータ教育環境設備整備事業費4,000万円の減額であります。補正の理由は小学校費と同様でございます。

次に、5ページ・6ページをご覧ください。5ページの中段、幼稚園費と学校給食費については、6ページの説明欄のとおり減額のみとなっております。

6ページ説明欄、下から4つ目の○、幼稚園舎等改修補助事業費6,357万5千円の減額であります。ひまわり幼稚園と日章幼稚園に対する補助金につきまして、実際の工事発注後の対象経費を基に再算定を行いまして減額するものあります。

4枚めくっていただきまして、債務負担行為の補正をご覧ください。2項目ございますが、学校教育課の関連といたしましては、上段の学校等検診器具借上料でございます。これにつきましては、新年度早々から検診を開始したいことから、本年度内に業者選定を行いまして、契約を締結したいため補正するものでございます。

学校教育課の説明は、以上でございます。

羽田課長

続きまして、生涯学習課の所管部分につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の5ページ、6ページにお戻りいただきたいと思います。下段の社会教育費からでございます。今回は約700万円の減額でございます。

めくっていただいて、7・8ページをご覧ください。社会教育費の補正としましては、今ほどの学校教育課と同じように、一部を除きほとんどが減額補正でございます。今年度はコロナ禍の影響により実施できなかった事業や利用者の減少等により、事業の不用額が例年より多くなっております。

今ほどの理由以外の所について、ピックアップして説明させていただきたいと思っております。

上段の1目、社会教育総務費の少年自然の家特別会計繰出金につきましては、少年自然の家自体の利用者減少によるものでございます。もちろんコロナ禍の影響で利用者が減少し、費用も減少いたしました。しかし、その一方で使用料も少なくなっております。結果として特別会計の決算見込みで赤字が見込まれる金額を一般会計から補てんするものでございます。増額の補正をしていただきましたので、特別会計の赤字が増えたというものでございます。

中段の3目、文化財保護費につきましては、土橋遺跡および外輪橋遺跡の発掘調査が終了し、事業費が確定しましたので、不用額を減額するものでございます。

また下段の5目、図書館費に関しましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した図書館パワーアップ事業として実施するものでございます。図書購入費として300万円で、内容としましては、絵本、物語、紙芝居、児童用参考図書など児童書を増書するものでございます。それと併せまして、備品としてそれを収納するための書架、あと本の消毒器を購入する予定としております。

その下になりますけれども、7項の保健体育費でございますが、これにつきましては全て減額補正となっており、コロナ禍の影響により執行ができなかったものがほとんどでございます。

生涯学習課の所管部分の説明は、以上でございます。

神田教育長

はい。それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第3号 令和2年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算(第3号)について、事務局お願いいたします。

羽田課長

議案第3号 令和2年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算(第3号)の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

補正予算書をご覧いただきたいと思います。表紙からめくっていただきまして、1ページ・2ページでございます。先ほどの一般会計補正予算の繰出金の際にもご説明申し上げましたけれども、少年自然の家に関しましては、利用者減少に伴う執行残見込みの減額補正がほとんどでございます。歳出よりも歳入の減額が大きいため、一般会計から繰出金の追加をお願いするものでございます。

羽田課長

ちなみに、少年自然の家の利用者につきましては、例年の3割から4割ぐらいにとどまっております。ほとんどが宿泊から日帰り、学校の利用でも宿泊を予定していたものが日帰りに振り替えてございまして、そのようなことから歳入・歳出共、

羽田課長 大きく減額となっております。

少年自然の家特別会計補正予算に関する説明は、以上でございます。

神田教育長 ただ今、説明のありました令和2年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算(第3号)の議案に対する意見について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)
それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、議案第4号 令和3年度阿賀野市一般会計予算の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

長谷川課長 議案第4号 令和3年度阿賀野市一般会計予算の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

最初に、学校教育課の所管部分につきまして、ご説明申し上げます。

非常に項目が多くなっております。例年に準ずるものは説明を省略させていただきまして、新年度の重点施策や予算額に大きな変動があったものを説明させていただきます。

資料のページを進めていただきまして、5ページ・6ページをご覧ください。上から3つ目の○、事務局費の学校情報セキュリティ確保事業費1,339万5千円で、令和2年度比で441万7千円の増となっております。これは、小中学校情報システムのセキュリティを強化するため、一括管理している事業でございますが、サーバー機器の借上契約が令和3年9月末までとなっております。契約更新の際にサーバーを1Gから10G対応の物にグレードアップすることとしております。

その下、通学バス運行事業費1億6,938万1千円で、令和2年度比で1,867万6千円の増となっております。これは、令和3年度からの通学バスの運行委託契約を更新するに当たり、タクシー単価の上昇と冬季バス車両の見直しを行うものであります。

次の7ページ・8ページをご覧ください。8ページの説明欄でございますが、上から6個目の○、小中学校長寿命化等改修事業費1,100万円でございます。次年度以降に改修工事を行うための設計業務委託料となっております。当初はここに令和3年度事業といたしまして水原小学校改修工事費を計上することとしておりましたが、補正予算(第14号)の説明でも申し上げましたとおり、国の交付金が令和2年度に前倒し採択となったことから、当初予算ではなく補正予算に計上したところでございます。

次に、ページを進めていただきまして、11ページ・12ページをご覧ください。下から2つ目の○で、小学校費の小学校コンピュータ教育環境設備整備事業費4,853万8千円でございます。令和2年度の当初予算では、タブレットを含むIC

T機器の購入費を含みまして1億4,085万3千円を計上しておりました。よって9,231万5千円の減額となったところでございます。令和3年度につきましては、ICT支援員業務委託料を新規計上しており、タブレットを使用した授業の提案や講習会の実施など先生方に対する支援を行い、授業におけるタブレットの利活用を推進していくこととしてございます。

次に、ページを進めていただきまして、17ページ・18ページをご覧ください。下から2つ目の○で、中学校費の中学校コンピュータ教育環境設備整備事業費2,938万円でございます。令和2年度の当初予算比で1億1,212万8千円の減額およびICT支援員業務委託料の新規計上につきましては、小学校費と同様でございます。

次に、27ページ・28ページをご覧ください。最上段の幼稚園費で、幼稚園舎等改修補助事業費5,459万9千円でございます。これは、ひまわり幼稚園と日章幼稚園の園舎改築に伴う補助金でございますが、令和2年度から3年度の2か年事業であるため、令和3年度で事業が終了するものでございます。

次に、3つ目の○の学校給食費、小学校給食事業費6,604万2千円でございます。令和2年度比で557万円の減となっております。これにつきましては、令和3年度から笹岡小学校の調理業務が市職員による調理から調理業務の委託に切り替わることなどによりまして、会計年度任用職員に係る経費の減や笹岡小学校調理業務委託料の追加などの差し引きで生じたものでございます。

次に、その下の学校給食センター管理事業費6,156万3千円で、令和2年度比で538万6千円の増となっております。これにつきましては、令和3年度から堀越小学校の給食が自校式から安田学校給食センターからの配送に切り替わることに伴い、調理業務委託料の増額などによるものでございます。

学校教育課の説明は、以上でございます。

羽田課長

続きまして、生涯学習課の所管部分につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の29ページ・30ページをご覧いただきたいと思っております。下段の社会教育費からでございます。社会教育費に関しましては、令和3年度は5億2,743万2千円を計上しております。前年度比5,228万円の減でございます。この主な理由につきましては、後ほどご説明いたします遺跡発掘調査の減少によるものでございます。

また、例年に準じ予算を計上させていただいておりますけれども、その中で新たなものや見直しを図ったものなど特徴的な部分のみ説明をさせていただきまして、他の部分は説明を省略させていただきます。

まず、1目の社会教育総務費でございます。1億4,953万5千円を計上しております。この目に関しては多少の増減はございますが、特に目新しいものはございません。例年のとおりでございます。

2枚めくっていただきまして、33ページ・34ページをご覧いただきたいと思っております。2目の生涯学習推進費でございます。821万7千円を計上してございます。対前年度比で半分程度減額しております。これにつきましては、学習支援事業につきまして見直しを図ったものでございます。これまで非常に手厚く1会場当たり5人以上の各教科の講師を配置しておりました。各地区で会場を設けて開催すること、市内の全校を対象とすることという一定の目標を達成してまいりましたけれ

ども、参加者がそれに見合ったほど増えていない状況でございます。参加者自体が増えることが事業の目的ではございませんけれども、ここで一定の見直しを図りまして、当初の事業目的であるやる気のある児童生徒が、家庭の事情等により学校から帰ったときに聞く相手がいない、そういったところを補完してやりたいという事業の趣旨に立ち返りまして、会場当たりの講師数を減らしたり、担当する社会教育指導員を減らしたりしたものでございます。単に事業縮小だけではなく、新型コロナウイルス対策を見据えたオンライン受講等も視野に入れ、今後の事業展開を図ってまいりたいというものでございます。

次に、下段の3目、文化財保護費でございます。1億8,521万7千円を計上しております。対前年度比で7,855万円減少しております。これは、もう1枚めくっていただいて、先ほどからお話をさせていただいております遺跡発掘調査に関するものでございます。現場調査を優先していた土橋遺跡と外輪橋遺跡の発掘調査が令和2年度をもちまして終了したことによるもので、今後は各遺跡の整理作業に取り掛かっていくものでございます。

次に、最下段の公民館費でございます。5,079万3千円の計上で、対前年度比2,433万5千円の減額となっております。1枚めくっていただいて、38ページをご覧ください。中段ほどに安田交流センター維持管理事業費がございますけれども、令和2年度に実施した安田診療所の空調設備更新工事が終了したことによる減額でございます。

次に、2枚めくっていただいて、41ページ・42ページをご覧ください。5目の図書館費でございます。5,389万5千円を計上し、対前年度比679万9千円の増額でございます。内容としましては、制度改正による会計年度任用職員の人件費の増額が主ではございますけれども、先ほどの補正予算でも説明させていただきました図書館パワーアップ事業の一環として、新年度予算にも図書購入費を増額してございます。例年600万円の図書購入費でございますけれども、令和3年度に関しては780万円ということで、180万円増額してございます。市立図書館の館の大きさ自体は限られておりますので、蔵書数の大きな増加は見込めない状況でございますけれども、特色のある図書館を目指して児童書の充実を図ってまいりたいと考えております。

1枚めくっていただき、43ページ・44ページの下段、6目の博物館管理費でございます。7,977万5千円を計上し、対前年度比4,884万4千円の増額でございます。1枚めくっていただいて、46ページの下段、歴史民俗資料館がようやく4月中にオープンの前定となりましたので、その運営費用を計上したことと、併せて旧施設「五頭の麓のくらし館」の解体工事費4,300万円を計上したことによる増額でございます。

1枚めくっていただきまして、47ページ・48ページをご覧ください。7項の保健体育費でございます。1億3,840万7千円を計上しております。対前年度比353万7千円の減額でございます。減額の主な理由は、54ページをご覧ください。2目の屋内体育施設費の水原総合体育館維持管理事業費の中で、令和2年度に実施した移動式バスケットゴールの購入費が相当な金額でございましたけれども、それが終了したことによる減額でございます。

それ以外の保健体育費につきましては、例年に準じ計上させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、大まかではございますが、生涯学習課の所管部分の説明を終わらせていただきます。

神田教育長 はい。大変な量の説明でありましたが、主な事業、大きく変動があった部分について説明をしていただきました。ただ今、説明のありました令和3年度阿賀野市一般会計予算の議案に対する意見について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。次年度、令和3年度の当初予算ということになります。

渡邊委員 例年、教育委員会として要望を提出する、また学校側からの要望を整理して提出する形になるのですけれども、市の方も今回、新聞で児童発達支援の充実という形を来年度とるとということで、介助員などの人数は、今回増えるのでしょうか。

長谷川課長 介助員につきましては、具体的な数字は持ち合わせていませんが、要求は例年どおりさせていただきます。

渡邊委員 学校側からは、何とか増やしてくれとかという話は出てこないのですか。

長谷川課長 それは、各担当の方に対して学校からの要望は逐次、いろいろな機会を捉えていただいております。

神田教育長 やはり学校にとって介助員と学習支援教員ですか、ページ数で言うと12ページに小学校の介助員、14ページに小学校の学習支援教員の予算が計上されておりますが、要望はいただいております。予算全体でマイナスの予算編成なのです。なるべく前年度よりも減らすということがないように、一応基準は作っております、障がいのある子ども何人について、知的なら介助員が何人、情緒学級なら何人と。その基準になるべく沿って配置されるように要望しているところであります。課長、いかがですか。それで間違いありませんか。

長谷川課長 はい。間違いありません、なるべく要望に沿うように。毎年度要望の声の大きなところでありまして、いろいろな部分で減額が求められます。この介助員の人的配置につきましては、会計年度任用職員の圧縮という大きな方向性がありますので、何とか工夫しながら賄っていきたいと考えております。

神田教育長 ちなみにスクール・サポート・スタッフにつきましては、新型コロナウイルスの関係で、国のお金で小中学校全部に1人ずつ配置されましたが、令和3年度はそれが切られます、今年度で国の予算措置が終わりになるからです。そのため、市で2人のスクール・サポート・スタッフを雇う予定です。1人は安田小学校と安田中学校を兼務、もう1人は、水原小学校と水原中学校を兼務ということで、令和元年度並みの人数を確保しています。

他にございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、議案第5号 令和3年度阿賀野市少年自然の家特別会計予算の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

羽田課長 議案第5号 令和3年度阿賀野市少年自然の家特別会計予算の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

羽田課長

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

それでは、予算書をご覧ください。1ページ、1款の施設運営費でございます。3,438万6千円を計上してございます。対前年度比116万4千円の増額でございます。増額の主な理由は、調理業務委託料の増額でございます。新型コロナウイルスの影響により急に業務が激減する可能性があり、委託を受けて調理員を配置することが難しいと、予算見積りの段階で各社から出ておりました。基本的な保障がないとなかなかお受けできないということで、予算としてその分を盛り込ませていただいたものでございます。

その他、令和3年度は、歳入の減免措置を条例改正の必要のない範囲で見直し、予算に反映させていただいたところでございます。少年自然の家につきましては、施設もだいぶ老朽化してございます。それを今後どうしていくのかを含めまして、まずは経営をある程度安定させてから取り組んでまいりたいと考えているところであります。

それ以外の部分につきましては、歳入・歳出予算それぞれ例年に準じ計上させていただいたものでございます。

少年自然の家特別会計予算に関する説明は、以上でございます。

神田教育長

ただ今、説明のありました令和3年度阿賀野市少年自然の家特別会計予算の議案に対する意見について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、議案第6号 阿賀野市公民館条例の一部改正の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

羽田課長

議案第6号 阿賀野市公民館条例の一部改正の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

それでは、議案の第6号、条例の一部改正の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容につきましては、主に水原公民館の部屋の名称や使用形態、使用料について所要の改正を行うものでございます。

一部、第6条でございますけれども、安田公民館の位置に関しまして、「(安田交流センター内)」というものがありませんでした。京ヶ瀬公民館と同じ記載に合わせた方がいいということで改正させていただいております。

それ以外の改正部分につきましては、全て水原公民館に関するものでございます。水原公民館2階の今まで研修室であった部屋の名称を小会議室に変更させていただいております。3階の学習室につきましても、これまで夜間のみの貸出部屋として扱っておりまして、英語塾等の学習に関する専門室として貸し出していませんでしたが、今後は中会議室として改め、昼夜共に貸出部屋として運用できるよう改正を行ったものでございます。

また、1階の市民ギャラリーにつきましても、これまで無料で利用できる空間として内規により運用を行ってまいりましたが、このたびの改正に合わせ、無料であっても条例に追記させていただき、無料という料金の設定をさせていただくという改正でございます。

以上が公民館条例の一部改正についての説明でございます。

神田教育長 以上ですか。別表第3（第19号）関係は。

羽田課長 はい。大変失礼いたしました。先ほどの部屋の名称および料金の設定を変えたのと同様に、各部屋の冷暖房費等の実費徴収金が別表第3で規定されておりますので、同じく小会議室、中会議室、市民ギャラリーを追加させていただいたものでございます。

神田教育長 同じレベルで変えたということですね。ただ今、説明のありました阿賀野市公民館条例の一部改正の議案に対する意見について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
（全員なし）

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。
（全員異議なし）

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、議案第7号 阿賀野市郷土資料館条例の一部改正の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

羽田課長 議案第7号 阿賀野市郷土資料館条例の一部改正の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

改正の内容につきましては、五頭の麓のくらし館を廃止し、「阿賀野市歴史民俗資料館」、新たな資料館を設置するため、所用の改正を行うものであります。

こちらにつきましても、新旧対象表を見ていただいた方が分かりやすいかと思っております。

まず、第2条でございます。資料館の名称および位置でございます。新名称につきましては、今ほど来申し上げておりますように、阿賀野市歴史民俗資料館と決定してございます。位置につきましては、旧山手小学校の所在地への変更でございます。

羽田課長

次に、第4条の開館日でございます。旧施設と同様に、期間としては4月から11月までとしております。曜日は、土曜日、日曜日、それと国民の祝日、振替休日を含みますけれども、それを開館日とするものでございます。平日につきましては、休館日とさせていただきます。

また、第5条の開館時間につきましても、見直しを行ってございます。従来、午前9時開館でございましたけれども、30分遅らせて午前9時30分からの開館ということで改正しているものでございます。

それ以外の入館料が無料であることなどについては、改正を行ってございません。

郷土資料館条例の一部改正の説明につきましては、以上でございます。

神田教育長

はい。説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、議案第8号 工事請負契約の変更（堀越小学校長寿命化改良建築工事）の議案に対する意見について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

議案第8号 工事請負契約の変更（堀越小学校長寿命化改良建築工事）の議案に対する意見につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましても、3月の第1回市議会定例会で議案を提出するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、阿賀野市長から意見を求められましたので、付議するものであります。

議案の表紙の後ろに市議会に提出する議案の写しがございますのでご覧ください。

現在の契約額が2億7,093万円でございます。それを2億7,839万200円に増額した変更契約を行いたいというものでございます。

また、一枚めくっていただきますと、仮契約書の写しを添付してございます。市議会の本会議で議決を受けますと、この仮契約書が本契約書に切り替わるというものであります。

変更の金額は、746万200円の増額となっております。増額となった内容でございますが、何か新しいものを追加したというものではございません。改修工事でございますので、実際現地で工事に当たったところ、設計段階の見込みとは違っていたというものでございます。

具体的な内容をちょっと申し上げますと、外壁の改修工事におきまして、実際の工事では現場に足場を組んで全面的打撃調査を行って工事の範囲を決めていきますが、その範囲が広がり増額になっております。この他にも増えた分もありますし、減った分もございまして、それらを差し引きいたしまして746万200円の増額

となったということでございます。

説明は、以上でございます。

神田教育長

はい。説明が終わりました。ただ今の件について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。
(全員なし)

それでは、ないようでございますので、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第12、議案第9号 阿賀野市公民館条例施行規則の一部改正について、事務局お願いいたします。

羽田課長

議案第9号 阿賀野市公民館条例施行規則の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものであります。

この規則の改正につきましては、先ほどご意見を伺った公民館条例の一部改正に係るものでございます。

改正の内容としましては、これも新旧対照表をご覧ください。

第9条で規定してございますとおり、今まで施設の利用予約は3日前間までに提出しなければならないという規定でございました。その部分を3日前よりも直近で利用がないとき、または教育委員会が特別の事情を認めるときは、予約をすることができますという内容に改正させていただくものでございます。

次に、第21条でございます。これに関しましては、水原公民館の市民ギャラリーにつきまして、今まで内規によって諸条件を定めさせていただいておりましたけれども、このたび条例改正に併せまして、その利用条件を規則に追加させていただくというものでございます。内容については、細かく規定させていただいておりますけれども、このような内容で利用条件を定めさせていただいて、今までの第21条以降を1条ずつ繰り下げたという内容でございます。

また、最後の方に記載してございますけれども、様式関係をだいぶ改正させていただいております。これにつきましては、各施設共通で使いやすくするため、今まで使いづらい形で、施設ごとにだいぶアレンジをしていたのですけれども、それをしなくてもいいように項目や配置について見直し、改正するものでございます。

阿賀野市公民館条例施行規則の一部改正に関する説明は、以上でございます。

神田教育長

はい。新旧対照表をもって説明していただきました。申請の仕方、それから市民ギャラリー、無料なのだけれども、今までなかったのを定めて、きちっとした条件の下で貸し出す。それから、いろんな公民館に関わる申請書等の様式を使いやすくしたという中身でございます。

神田教育長

ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。これは規則ですので、教育委員会で決定するものであって、議会には諮りません。条例は議会の承認が必要ですが、規則ですので教育委員会で承認されれば施行されるというものでございます。

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、ご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。

次に、日程第13、議案第10号 阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の制定について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

議案第10号 阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の制定につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、阿賀野市学習用タブレット等貸与規程を別紙のとおり制定するものでございます。

皆さまご存じのとおり、学習用タブレットが先月から使用が開始されております。現在は、学校内における学校管理下での使用となっておりますが、今後、児童生徒が自宅へタブレットを持ち帰り、使用してもらうために必要な事項を規程として定めたものでございます。

規程の内容をご覧ください。第2条から第10条までが貸し出しの手続きに関することを定めてございます。

第11条・第12条でタブレットを使用する上での約束事を定めてございます。

第13条以降でタブレットに損傷が発生した場合や損害賠償への対応、返却等の規定となっております。

学校教育課といたしましては、児童生徒はもとより、学校、教育委員会、そして保護者の皆さまがこの規程を理解いたしまして、タブレットを安全に有効に使用していただきたいというものであります。

説明は以上でございます。

神田教育長

はい。説明が終わりました。教育委員会の考えとしては、学校だけで使うのではなくて、家に持って帰って使えるようにする。また、宿題が出たりするかもしれませんが、いろいろな場面でとにかく使ってもらいたい。そのためには、市の持ち物で規則がないということで、規程を作ったものでございます。

親の承諾を得て、持ち帰りを許すということになります。その代わりに、家庭での使い方について、保護者の皆さんからきちっと見ていただく部分は、当然ここに書いているとおりでございます。

この規程について、ご質問等ございますでしょうか。

(全員なし)

それでは、ないようでございますので、ご承認いただけますでしょうか。

(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。これに基づきまして、今度貸し出しが可能となった。家の持ち帰りも含めて可能になるということでもあります。

次に、日程第14、議案第11号 令和2年度末・令和3年度初阿賀野市立小中学校管理職の人事異動の承認について、事務局お願いいたします。

磯部管理指導主事

議案第11号 令和2年度末・令和3年度初阿賀野市立小中学校管理職の人事異動の承認につきまして、ご説明申し上げます。

人事異動について、資料に基づき説明

(人事案件のため、非公開)

神田教育長

それでは、ご承認いただけますでしょうか。
(全員異議なし)

それでは、ただ今の案件は承認されました。

次に、日程第15、その他をお願いいたします。

最初に、今後の日程について、事務局お願いいたします。

長谷川課長

今後の日程につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、学校教育課の日程につきまして、ご説明申し上げます。

学校教育課の業務について、資料に基づき説明。

- 議員全員協議会
2月25日(木) / 市役所
- 都市計画策定委員会第2回作業部会
2月25日(木) / 市役所
- 中学生生活習慣病予防事業報告会
2月25日(木) / 市役所
- 3月期定例記者会見
2月26日(金) / 市役所
- 第12回校園長会
2月26日(金) / 笹神支所
- 第1回市議会定例会
3月1日(月)～19日(金) / 市役所
- 市立中学校卒業式
3月3日(水) / 全中学校
- 総務文教常任委員会
3月8日(月) / 市役所
- 予算審査特別委員会
3月12日(金)～16日(火) / 市役所
- 認定こども園京ヶ瀬幼稚園修了式 認定こども園
3月23日(火) / 京ヶ瀬幼稚園
- 市立小学校卒業式
3月24日(水) / 全小学校
- 安田学校給食センター会計監査

長谷川課長 3月25日(木) / 安田学校給食センター

次回定例会の日程を調整。
 ○第3回教育委員会定例会
 3月25日(木) 午前10時00分から / 笹神支所

羽田課長 次に、生涯学習課の日程につきまして、ご説明申し上げます。

生涯学習課の業務について、資料に基づき説明。

- 議会全員協議会
2月25日(木) / 市役所
- 第12回校園長会
2月26日(金) / 笹神支所
- 青少年育成センター指導員連絡会
2月26日(金) / ふれあい会館
- 第1回市議会定例会
3月1日(月)～19日(金) / 市役所
- 社会厚生常任委員会
3月9日(火) / 市役所
- 予算審査特別委員会
3月12日(金)～16日(火) / 市役所
- 青少年問題協議会
3月18日(木) / 笹神支所

神田教育長 ただ今、説明のありました今後の日程について、ご質問等ございますでしょうか。

渡邊委員 もし案件が多ければ、時間を早めてもらっても一向に構いませんので。

長谷川課長 はい。了解いたしました。

神田教育長 膨大な量でしたからね。今日はちょっと量が多くて、十分ご意見をいただけなかったことを申し訳なく思います。もし何か思い付いたことがございましたら、電話でも結構ですし、また教えていただければありがたいと思います。

それでは、事務連絡等はございますか。

長谷川課長 特にございませぬ。

神田教育長 それでは、令和3年第2回阿賀野市教育委員会定例会を終了いたします。大変ありがとうございました。お疲れ様でした。

閉会を宣言した時刻 午後0時20分

以上、会議の要旨を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

阿賀野市教育長

会議録署名委員
